

岩見沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第 1 改正の趣旨

岩見沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正（令和 5 年条例第 4 号）に伴い、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

- (1) 電子納付の方法に関する規定を追加する（改正後の規則第 3 条第 1 1 項関係）。
- (2) 対面により本人確認を行う場合等に関する規定を追加する（改正後の規則第 3 条第 1 2 項、第 5 条第 6 項関係）。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

第 3 施行期日

公布の日

岩見沢市規則第 5 号

岩見沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 27 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則
(平成 19 年規則第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律第 8 条に規定する認定認証事業者
が作成した電子証明書

第 3 条第 6 項第 1 号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 2 条第 2 号」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 3 条第 2 号」に改め、同条第 10 項第 1 号中「書面等を」の次に「添付させ、又は」を加え、同項第 2 号中「有体物」を「書面等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

1 1 利用条例第 3 条第 7 項に規定する市の機関が定めるものは、第 1 項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

1 2 利用条例第 3 条第 8 項に規定する市の機関が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると
市長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

第5条に次の1項を加える。

6 利用条例第4条第5項に規定する市の機関が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。